

## 未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置に係る考え方

### 問1 均等割保険料(税)の軽減措置の対象を未就学児までとした理由

(答)

- 今般の軽減措置の対象については、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限をかけず、広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行うこととしています。
- その上で、子どもの対象年齢については、
  - ・ 未就学児における医療費の自己負担割合が2割とされていることなど他の制度も参考とし、
  - ・ 国と地方で必要となる財源規模等を考慮して、未就学児までを対象としています。

### 問2 均等割保険料(税)の軽減割合を5割とした理由

(答)

- 国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)のご負担をいただく必要があると考えています。
- その上で、軽減割合については、
  - ・ こうした均等割保険料を設けている趣旨から、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮して、その全額を免除することは適当ではないこと
  - ・ 国と地方で必要となる財源規模等を考慮して、均等割保険料(税)の半額を軽減することとしています。
- なお、現行制度において、所得の水準に応じて、均等割保険料を最大7割軽減する措置が講じられており、今回の子どもの保険料にかかる軽減措置は、この軽減後の保険料を半額にするため、所得の低い世帯の子どもについては、最大 8.5 割の軽減となります。

### 問3 今後、対象者や軽減割合を拡大する予定はあるのか。

(答)

- 国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、原則として、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)のご負担をいただく必要があると考えています。
- このため、まずはこの制度をしっかりと運用していき、更なる対象範囲の拡大等については、必要な財源の確保等様々な課題があると認識しており、地方団体の皆様と引き続き協議を行いながら検討していく必要があると考えています。